

令和3年度～令和5年度

第8期

益田市老人福祉計画
益田市介護保険事業計画
(えっとまめなプラン)

益田市

地域包括ケアシステム充実に向けた全体会

とき：令和3年7月5日（月）

場所：益田市立保健センターEAGA 3階大ホール

1. 計画の概要

1 趣旨

第8期計画は、第7期計画から引き続き、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムの取組を推進していくとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、地域共生社会の実現を目指し策定。

2 位置づけ

老人福祉法および介護保険法に基づき策定。

「老人福祉法」抜粋

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

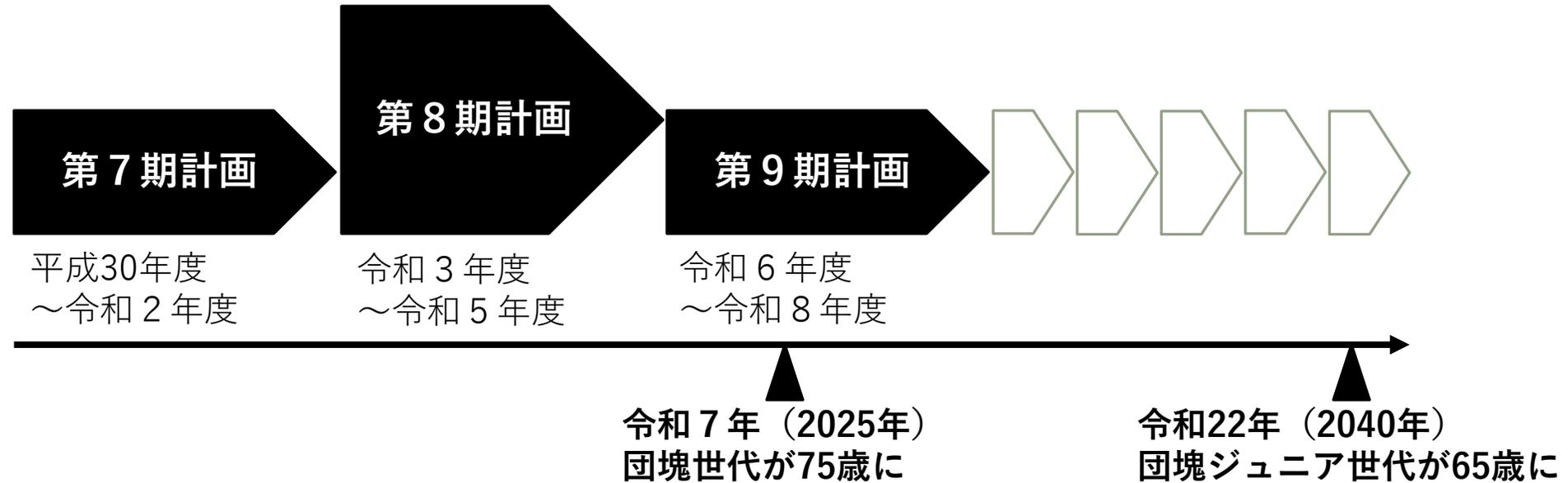
「介護保険法」抜粋

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

1. 計画の概要

3 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）



基本理念

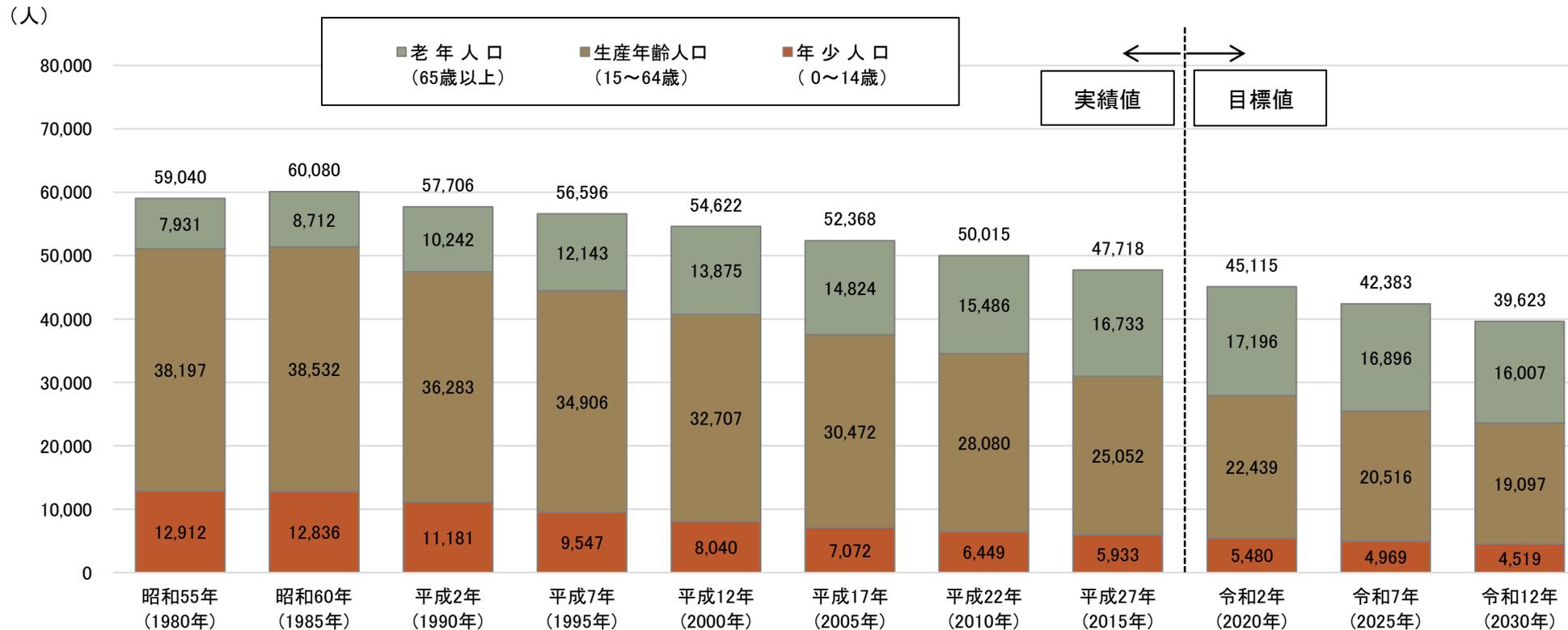
高齢者が自分自身の意志で自分らしく生きられるよう支援すること（自立支援）

基本目標

地域に暮らすすべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らせるまち

1. 計画の概要

年齢3区分別人口の推移（第6次益田市総合振興計画から抜粋）



※年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

資料：昭和55年から平成27年までの実績値は国勢調査、令和2年から令和12年までの推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計による。

II. 計画の内容（老人福祉計画）

計画策定の経緯

- （1）益田市老人福祉計画モニタリング委員会
- （2）益田市老人福祉計画策定作業部会
- （3）益田市老人福祉計画推進協議会
- （4）島根県との連携
- （5）益田市福祉計画等策定検討委員会
- （6）各計画との関連

II. 計画の内容（老人福祉計画）

施策の方向性

- 1 地域づくり －高齢者を支える地域・家族－
- 2 健康づくり －介護予防の充実－
- 3 生活支援づくり －在宅福祉サービスの充実－
- 4 認知症高齢者にやさしいまちづくり －認知症に対する支援－
- 5 高齢者の意思が尊重される暮らしの保障 －高齢者の人権を守るために－

II. 計画の内容（老人福祉計画）

1 地域づくり － 高齢者を支える地域・家族 －

（1）安心して暮らせるまちづくり

①安否確認体制づくり

②高齢者とその家族への心理的支援

（2）生きがいのあるまちづくり

①生きがい活動の促進

②外出支援の取組

2 健康づくり － 介護予防の充実 －

（1）住み慣れた身近な地域で展開する介護予防

II. 計画の内容（老人福祉計画）

3 生活支援づくり –在宅福祉サービスの充実–

（1）安定した食の確保

（2）自立支援の取組

4 認知症高齢者にやさしいまちづくり –認知症に対する支援–

（1）認知症高齢者・家族への支援

5 高齢者の意思が尊重される暮らしの保障 –高齢者の人権を守るために–

（1）権利擁護の取組

（2）高齢者虐待防止への取組

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

取組施策

- ◆地域包括ケアシステムの推進 ～地域共生社会の実現に向けた取組～
- ◆サービス基盤の整備
- ◆介護人材確保及び介護職場の負担軽減
- ◆災害や感染症対策に係る体制整備
- ◆介護給付等に要する費用の適正化事業

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

◆地域包括ケアシステムの推進 ～地域共生社会の実現に向けた取組～

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための体制の構築に向け、地域包括ケアシステムの充実や地域づくりを一体的に進めていくための各種事業に取り組めます。

- （１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- （２）地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
- （３）在宅医療・介護連携の推進
- （４）日常生活を支援する体制の整備
- （５）認知症施策の推進
- （６）高齢者の居住安定に係る施策と連携 ～高齢者の住まいの安定的な確保～

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

〔めざす姿〕 地域包括ケアシステム推進の数値目標

高齢者が、自分自身の意思で自分らしく生きられるように支援すること（自立支援）

	指標名	現状(R2)	目標(R5)
	主観的健康観の高い高齢者の割合	72.0%	80.0%
	主観的幸福感の高い高齢者の割合	42.1%	50.0%

〔取組内容〕

(1)自立支援、介護予防・重度化防止の推進

	指標名	現状(R2)	目標(R5)
	要介護認定者におけるサービスの利用率	85.8%	90.0%
	ふれあいいきいきサロンの数	79団体	90団体
	訪問型サービス(B, C, D)	1団体	5団体
	通所型サービス(B, C)	0団体	3団体

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

(2)地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

指標名	現状(R2)	目標(R5)
困難事例について、介護支援専門員がセンターへ相談した割合	70.4%	80.0%
地域ケア会議への生活支援コーディネーターの参加	25回/年	45回/年

(3)在宅医療・介護連携の推進

指標名	現状(R2)	目標(R5)
人生の最終段階の過ごし方について、考えたことがある人の割合	65.0%	80.0%
人生の最終段階の過ごし方について、家族や医療介護関係者等と話し合ったことがある人の割合	—	40.0%

(4)日常生活を支援する体制の整備

指標名	現状(R2)	目標(R5)
地域ケア会議への生活支援コーディネーターの参加(再掲)	25回/年	45回/年
協議体の開催	1回/年	16回/年

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

(5) 認知症施策の推進

	指標名	現状(R2)	目標(R5)
	認知症初期集中支援チーム対応件数	5件/年	10件/年
	認知症サポーター養成人数	3,382人	4,200人
	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	32.3%	50.0%

※認知症サポーター養成人数の現状値は令和2年11月現在の数値です。

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

◆サービスの基盤整備

在宅サービスの充実を図るため、在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスを整備します。

■小規模多機能型居宅介護				
	第7期	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	5	5	5	7

◆介護人材確保及び介護職場の負担軽減

全国的に介護職場における人材不足の状況は深刻化しており、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。益田市においても同じように介護人材は不足しています。

このような状況を踏まえ、介護人材を確保するために離職防止と多様な人材の確保に重点を置き、取組を推進します。

また、介護職場の従業者が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保できるようサービスの業務効率化を進め、介護職場の従業者の負担軽減を図ります。

II. 計画の内容（介護保険事業計画）

◆災害や感染症対策に係る体制整備

近年、豪雨や地震等の大規模災害や感染症の蔓延により、高齢者が犠牲となる事例が増えています。介護サービス事業所においては、高齢者は災害時に自力での避難や、迅速かつ的確な行動をすることが困難であること、感染症の蔓延時に重症化しやすいことから、災害や感染症に係る計画の策定や訓練の実施等、平時からの事前準備を行うことが求められます。また介護サービスは利用者やその家族にとって必要不可欠であることから、災害や感染症等の有事においてもサービス提供を継続することが求められます。

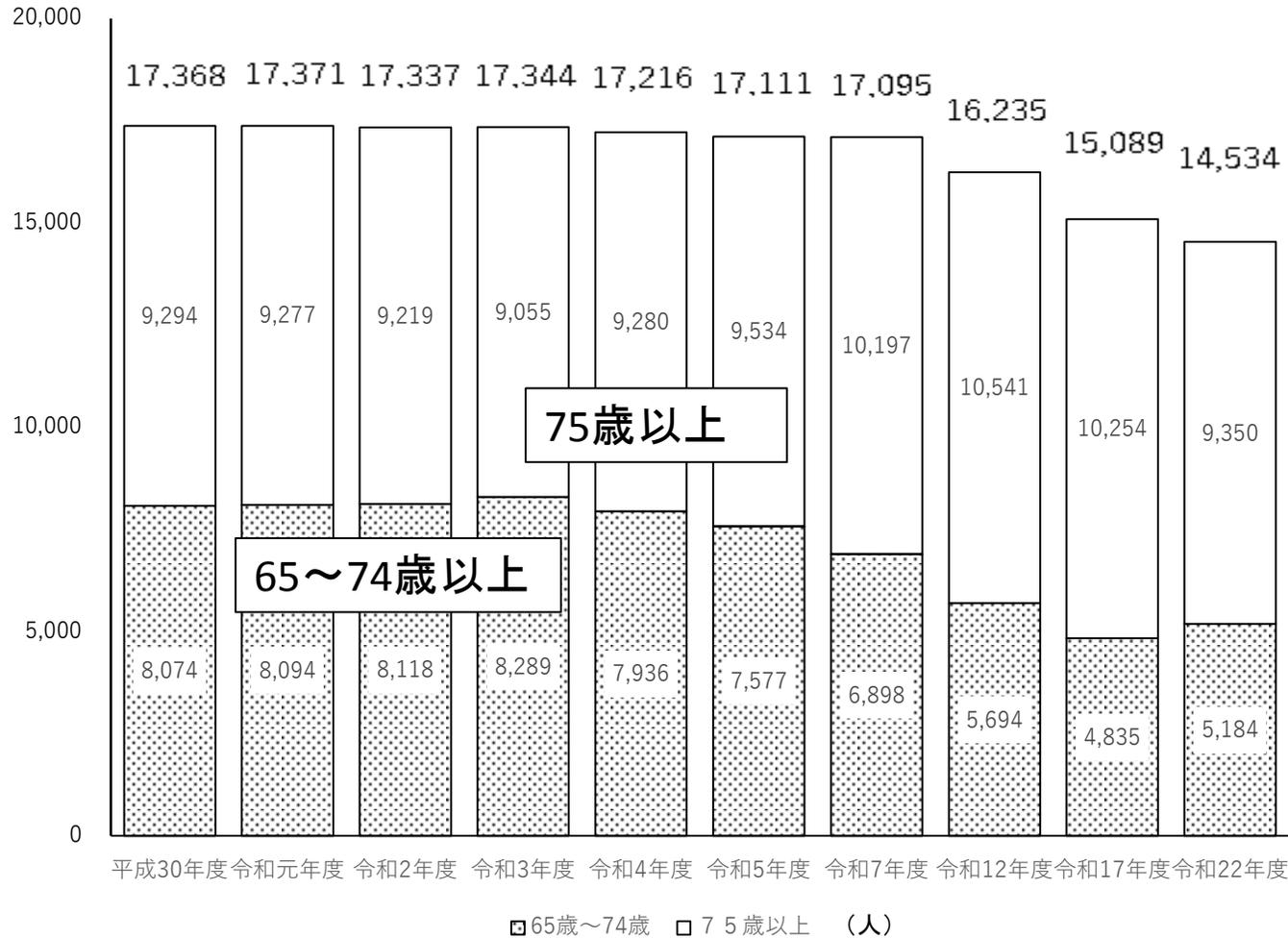
災害や感染症等の予防を図るため、益田市地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係機関と連携しながら取組を進めます。

◆介護給付等に要する費用の適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスが提供されることが重要です。厚生労働省及び島根県における「介護給付費適正化計画」の内容を十分に踏まえ、介護給付等に要する費用の適正化事業に継続して取り組みます。

III . 介護保険料算定のしくみ

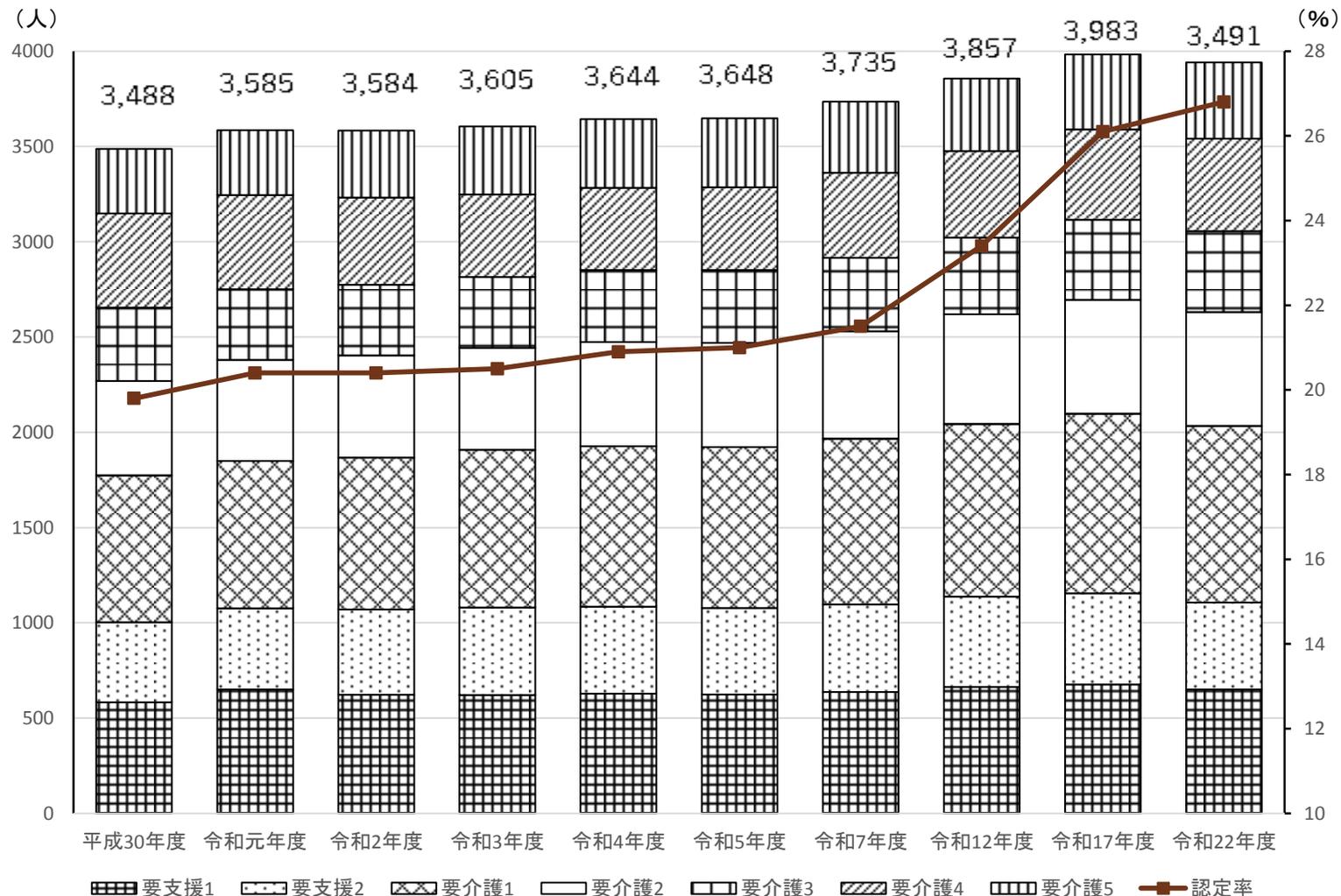
◆益田市における65歳以上高齢者の推移



市全体の総人口が減少していくなか、65歳以上の被保険者数も令和元年度をピークに年々減少しています。しかし、75歳以上の被保険者数は令和12年度まで増加していく見込みです。

Ⅲ．介護保険料算定のしくみ

◆益田市における要介護認定者及び要介護認定率の推移



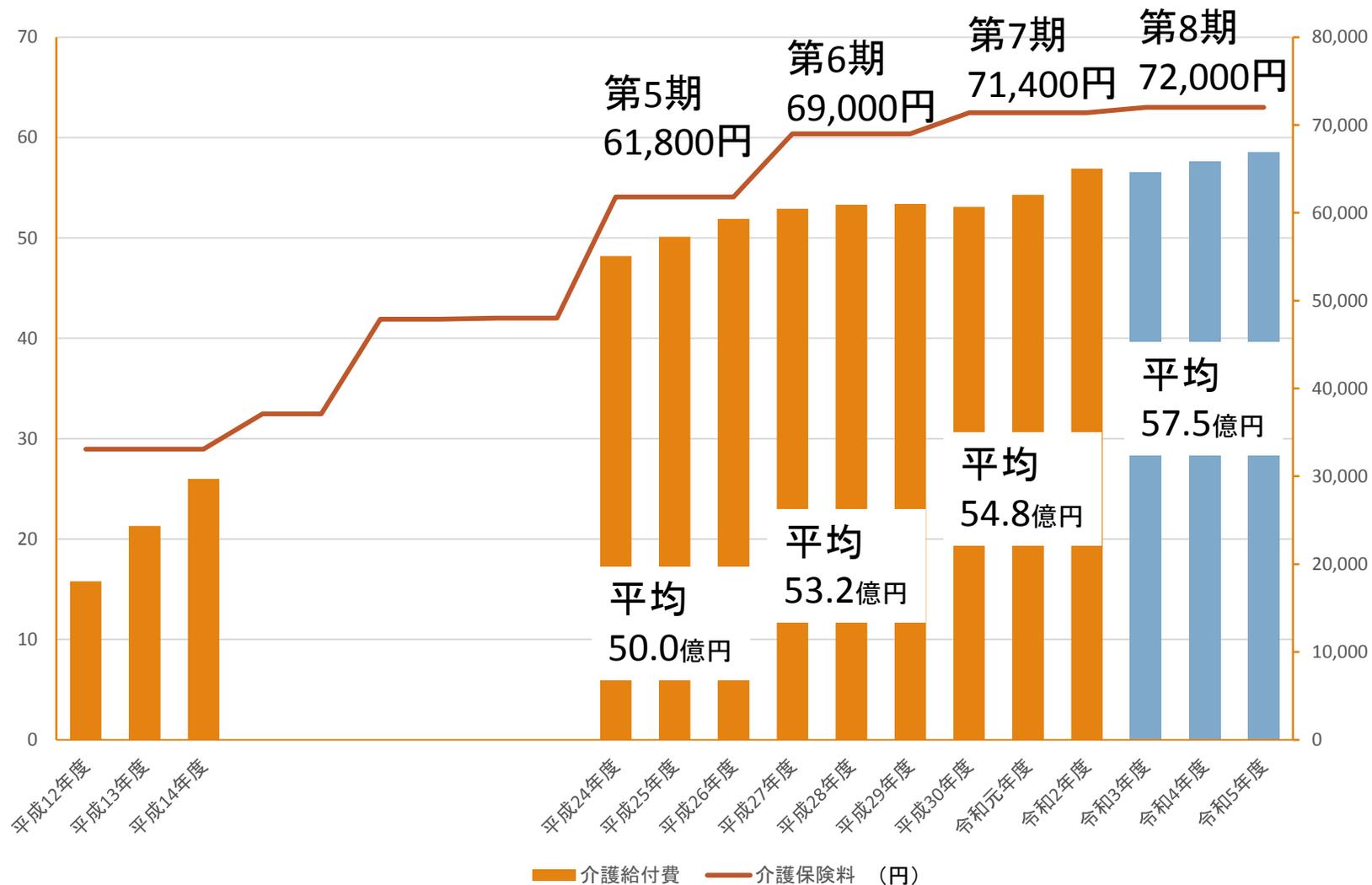
- ・第7期（平成30年から令和2年）から第8期（令和3年から5年）にかけて、要介護認定者数は微増の見込みです。
- ・要介護認定率は令和2年度12月現在で20.4%。令和5年度には21.0%の見込みです。
- ・令和7年度以降、75歳以上の被保険者数が増加していくとともに、認定率も上昇し、令和22年度には26.8%まで上昇する見込みです。

要介護認定率

【全体】	20.43%
【65歳から74歳】	3.94%
【75歳以上】	35.21%

III. 介護保険料算定のしくみ

◆益田市における介護給付費と介護保険料の推移



・75歳以上の被保険者数の増加、要介護認定者数の増加、施設整備の状況、介護報酬改定により介護給付費が伸びています。

第6期平均	53.2	億円
第7期平均 (見込)	54.8	億円
第8期平均 (見込)	57.5	億円

III . 介護保険料算定のしくみ

◆介護保険料基準額の決まり方

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準額} & = & \text{介護給付費等} & \times & \text{第1号被保険者} & \div & \text{65歳以上の} \\ \text{(年額)} & & \text{に係る費用} & & \text{の負担割合} & & \text{人口} \\ & & & & \text{(23\%)} & & \end{array}$$

第8期介護保険料基準額	72,000円 (年額)	6,000円 (月額)
-------------	--------------	-------------

介護保険料算定にあたっては、被保険者数及び介護給付等対象サービス及び地域支援事業費の利用の見込み、介護報酬改定率から算定しています。

この介護費用の見込みから、第8期介護保険事業計画期間中の介護保険料は基準額月額6,427円となりましたが、介護保険料の負担を抑えるため、基金を取崩し、基準額月額6,000円としました。

III . 介護保険料算定のしくみ

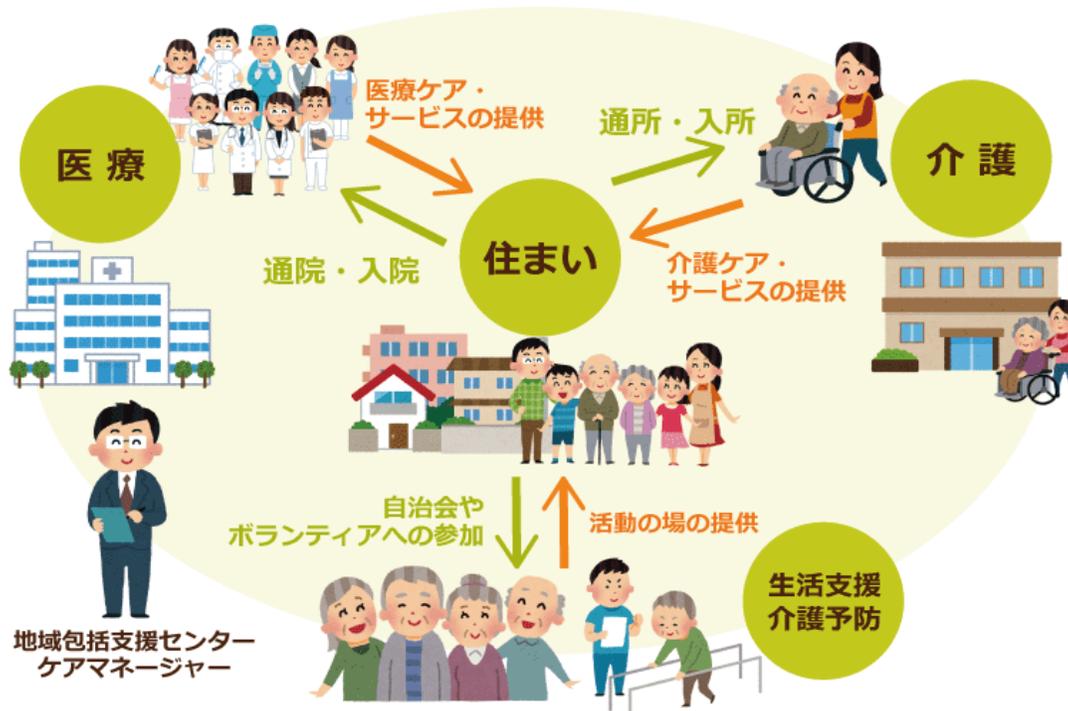
◆第8期介護保険料

介護保険料段階			保険料額（年額）
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	18,000円
第2段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の人	32,400円
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の人	50,400円
第4段階	住民税課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	62,600円
第5段階 (基準額)		第4段階以外の人	72,000円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	87,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	97,200円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	108,000円
第9段階		合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	126,000円
第10段階		合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	136,800円
第11段階		合計所得金額が800万円以上の人	180,000円

IV. 最後に

益田市では、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止につながる介護予防、健康づくり、認知症施策など様々な事業に取り組み、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケアシステムを推進していきます。また、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにしていきます。

地域包括ケアシステムのイメージ



→専門サービス
医療・介護連携、
多職種連携

→日常生活、地域生活
友人、知人、通いの場、
趣味の教室、スーパー

→覚悟・心構え
住まい、医療、介護の
選択

◇ 介護保険サービス、総合相談窓口

地域包括支援センター	電話番号
東部・中部地域包括支援センター	31-1010
西部地域包括支援センター	22-2028
美都地域包括支援センター	52-3335
匹見地域包括支援センター	56-0539



圏域	地区名
中部	益田、吉田、豊川、真砂
東部	安田、鎌手、種、北仙道
西部	高津、西益田、二条、美濃、小野、中西
美都	東仙道、都茂、二川
匹見	匹見上、匹見下、道川

◇ 介護保険制度、保険料のお問い合わせ

市役所	電話番号
高齢者福祉課	31-0682
美都総合支所 地域振興課	52-2312
匹見総合支所 地域振興課	52-0302

お住まいの地域の包括支援センターへご連絡ください。